



# 山形県公報

平成30年4月1日(日)

号 外 (10)

## 目 次

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 2
- 山形県障がい児教育支援委員会規則の一部を改正する規則…………… 3

#### 訓 令

- 山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令……………同

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬 渉

#### 山形県教育委員会規則第1号

##### 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
第4条第1項の表教職員課の項中「行政給与担当」を「行政給与担当、人事企画担当」に改め、同表中

義務教育課	経理担当、義務教育担当、企画担当、指導担当	を
-------	-----------------------	---

義務教育課	経理担当、義務教育担当	に、
特別支援教育課	企画担当、指導担当	

スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当	を
全国高校総体推進課	総務・企画担当、調整担当、競技・式典担当	

スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当	に改め、同条第2項の表中
---------	--	--------------

文化財・生涯学習課	生涯学習振興室	を
義務教育課	特別支援教育室	

文化財・生涯学習課	生涯学習振興室	に、
-----------	---------	----

「**競技スポーツ推進室**」を

「**競技力向上・アスリート育成推進室**」に改める。

第5条中第31号を第32号とし、第30号を第31号とし、第29号を第30号とし、同条第28号中「及び」を「、特別支援教育課及び」に改め、同号を同条第29号とし、同条中第27号を第28号とし、第23号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

(23) ICT環境の整備検討に関すること

第6条第1号中「及び高校教育課」を「、特別支援教育課及び高校教育課」に改める。

第8条第1項第1号及び第2号中「こと（）」を「こと（特別支援教育課及び）」に改め、同項第3号中「及び」を「、特別支援教育課及び」に改め、同項第4号中「こと（）」を「こと（特別支援教育課及び）」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「こと」を「こと（特別支援教育課で所掌するものを除く。）」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、同項第8号中「特別支援教育」を「特別支援教育課の経理」に改め、同号を同項第7号とし、同条第2項を削る。

第8条の次に次の1条を加える。

（特別支援教育課の分掌事務）

第8条の2 特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室の教育課程の編成に関すること
- (2) 県立特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室の学習指導に関すること
- (3) 県立特別支援学校の生徒指導及び進路指導に関すること
- (4) 県立特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室の教員の研修に関すること（教職員課で所掌するものを除く。）
- (5) 県立特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択及び給与に関すること
- (6) 県立特別支援学校の通学区域に関すること
- (7) 県立特別支援学校高等部の入学者の選考に関すること
- (8) 県立特別支援学校の再編・整備に関すること
- (9) 教育上特別の支援を必要とする幼児に対する教育に関すること
- (10) 障がい児（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条並びに第81条第2項各号及び第3項に規定する者で同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学するもの（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第2条に規定する者を含む。）をいう。）の教育支援に関すること

第9条第1項第1号及び第2号中「こと」を「こと（特別支援教育課で所掌するものを除く。）」に改め、同項第3号中「で所掌」を「及び特別支援教育課で所掌」に改める。

第11条第1項第7号中「競技スポーツの強化」を「競技力の向上及びアスリートの育成」に改め、同条第2項中「競技スポーツ推進室」を「競技力向上・アスリート育成推進室」に改める。

第11条の2を削る。

第18条第3項中「行政技能員」を「主任技能員、行政技能員」に改める。

第19条の表中 「**行政技能員** 上司の命を受けて担当業務に従事する。」を

主任技能員	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。	に改める。
行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第2号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
第20条第2項中「、主事」を「、主事、学校司書主事」に改める。

第21条の表中 

実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。
------	------------------------------

 を

実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。
学校司書主事	図書に関する業務に従事する。

 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県障がい児教育支援委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第3号

山形県障がい児教育支援委員会規則の一部を改正する規則

山形県障がい児教育支援委員会規則（昭和49年12月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「山形県教育庁義務教育課」を「山形県教育庁特別支援教育課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第2号

庁 中  
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程（昭和42年4月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2号(1)本庁の項の表中 

義務教育課	義教
-------	----

 を

義務教育課	義教
特別支援教育課	特教

 に、

スポーツ保健課	スポ保
全国高校総体推進課	全高総

 を

スポーツ保健課	スポ保
---------	-----

 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成30年4月1日印刷 発行所 山形県庁  
平成30年4月1日発行 発行人 山形県